第十二号の三様式　（平19内府令65・追加、平26内府令49・令元内府令２・一部改正）

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【計算期間】	第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【発行者名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【連絡場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

第１【貸付債権の状況】

１【貸付債権の内容】

２【貸付債権の弁済状況】

第２【内国抵当証券の目的財産の状況】

１【内国抵当証券の目的財産の利用及び管理状況】

２【内国抵当証券の目的財産の評価に関する事項】

３【内国抵当証券に表示される抵当権に優先する権利の内容】

４【抵当権の実行に係る制約】

５【内国抵当証券の目的財産に関し関係を有する者】

第３【発行者の経理状況】(2)

１【中間貸借対照表】

２【中間損益計算書】

３【中間株主資本等変動計算書】

第４【貸付債権に係る債務者の経理の概況】(3)

１【資産及び負債の状況】

２【損益の状況】

（記載上の注意）

(1)　一般的事項

a　記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。

b　提出者の発行している特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券に関

し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）がある場合には、この様式中「第４　貸付債権に係る債務者の経理の概況」の次に「第４の２　その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第２　保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

ｃ　この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

ｄ　半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号の三様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

ｅ　提出者が、法第24条の５第13項の規定により、半期報告書に記載すべき事項の一部（以下ｅにおいて「原記載事項」という。）を記載した半期代替書面を半期報告書と併せて提出した場合には、半期報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該半期代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。

⑵　発行者の経理状況

「第３　発行者の経理状況」の事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第五号様式「第一部　企業情報」の「第５　経理の状況」に準じて記載すること。

⑶　貸付債権に係る債務者の経理の概況

内国抵当証券に表示される貸付債権に係る債務者が法人である場合には、事業年度開始の日から起算して６月を経過する日現在の主な資産及び負債の状況並びに当該期間における損益の状況について記載すること。